

総務省における政策評価に当たっての基本的な考え方及び平成16年度実績評価の実施方針等

1 総務省における政策評価の意義

(1) 政策評価の意義

総務省においては、以下の効果が上がるよう、政策評価を実施している。

- ア 政策の質及び行政の政策形成能力の向上並びに職員の意識改革の進展
- イ 国民本位の効率的で質の高い行政及び国民的視点に立った成果重視の行政の実現
- ウ 政策評価に関する一連の情報の公表に伴い国民に対する行政の説明責任の徹底が図られることによる、政策及びそれに基づく活動についての透明性の確保並びに行政に対する国民の信頼の向上

(2) 総務省において実施している評価方式とその特徴

総務省においては、「実績評価方式」、「事業評価（事前評価）方式」、「総合評価方式」を政策の特性に応じて実施している。

具体的には、主要な政策については網羅的に毎年度「実績評価方式」による評価を実施している。

これは、総務省では政策評価に取り組むに当たり、目標の達成状況の管理を行うことを始めとした政策評価の手法を組織として定着させることを目的としている。

なお、単年度で見た場合には政策効果が測定し難いものも想定される。このため、毎年度の評価に加え、目標期間が終了した時点又は当該政策について評価を総括すべき時点で、その期間全体における取組や実績等を総括して評価することを予定している。

総括して評価を実施する時期については、法律の期限や政策に関係した計画期間等に合わせて設定することとしている。

特にこのような期間を定める拠りどころがないものについては、行政機関が行う政策の評価に関する法律（政策評価法）第7条第2項の考え方を参考に、当該政策を決定し、あるいは毎年度の政策評価をはじめから5年をもって総括することとしている。

次に、「事業評価（事前評価）方式」による評価は、実施の可否等の判断に当たり政策効果等の有用な情報を提供することが特に求められる研究開発又は公共事業（事業費10億円以上）を対象として実施し、また、各部局において実績評価を通じて明らかになった課題への対応を検討するなどして、企画立案した新規予算要求事業等（2億円以上）についても本年度は事前の事業評価（試行）を行うこととしている。

概算要求に向けて実施するこれらの事業評価については、8月末に結果を取りまとめ、公表する予定である。

また、「総合評価方式」による評価は、内閣の基本的な方針等により重点的に取り組むべきこととされた政策や内外の社会情勢の変化を踏まえ見直しや改善の必要があると認められる政策等について実施することとしている。（「総務省の政策の協働促進」についての評価書公表（平成16年3月））

本実績評価書は、総務省における政策評価のうち、「実績評価方式」により本年度評価を実施した結果をとりまとめ、公表するものである。

「実績評価方式」

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

「事業評価（事前評価）方式」

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

「総合評価方式」

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマにかかる政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

（3）総務省の政策の特性と政策評価

国や地方の制度の企画立案を所管している総務省の政策の中には、達成目標の達成状況を客観的な指標等の測定によって評価することが困難な政策がある。

これらの政策についても、国民に対する説明責任の徹底の観点から「参考となる指標」を設定し当該政策に係る現状や課題等を明らかにするため積極的に評価を実施している。

2 平成16年度実績評価の実施方針

(1) 平成16年度実績評価における課題

平成16年度の実績評価については、総務省政策評価会における指摘等を踏まえ、引き続きアウトカム指標の設定、目標の数値化を一層の推進し、大部になっている評価書をより簡潔でわかりやすいものにすることが求められている。

また、本年度から2億円以上の新規事業等については事前の事業評価を試行することから、実績評価との役割分担を図ることが必要である。

(2) 平成16年度実績評価の実施方針

平成16年度の実績評価は現行基本計画に基づき実施する評価の最終年度であり、これまでの評価の成果を踏まえながら、以下の方針のもと、評価の質の向上、評価結果の活用の推進に努めていく。

(実施方針)

- ア 次年度の実績評価等に向けて充実・改善を図った目標・指標等を活用して、評価の充実・改善を推進
- イ 評価結果を活用して来年度事業の企画立案、概算要求等の作業を進めることができるよう、6月末を目途に実績評価書の取りまとめ・公表
- ウ 実績評価においては、当該政策における今後の課題を明らかにすることに重点をおいて分析、予算・制度・その他に分けて課題の所在を提示
具体的な対応策については、各部局において概算要求に向けて検討を進め、企画立案した主要な新規事業等については、事前の事業評価を実施（試行）
- エ 各部局等における評価の実施に当たって、評価の客観性・厳格性の担保を高めるため、学識経験者の知見をさらに積極的に活用
- オ 簡潔でわかりやすい評価書とするため、評価書の様式を手直し、図表の積極的な活用を推進

(3) 評価対象政策の状況

昨年度の評価対象政策との異動の状況は以下のとおりである。

15年度	16年度	異動理由
-	・「アーカイブ・コンテンツのネットワーク利活用の促進」	・e-Japan 重点計画に明記される等コンテンツ関連施策の重要性が増していることに伴い新規に評価
・「情報通信利用による人材の活性化」	-	・テレワーク・SOHO普及のための制度(財投)運用終了に伴い他政策(「情報バリアフリー環境の整備」)において一括で評価
・「ユニバーサルサービスの提供」 ・「健全な事業財政の確保」 ・「利用者利便の向上」	・「郵政事業の適正かつ確実な実施の確保」 ・「国際郵便分野における国際協調の推進」 ・「信書の送達の事業への民間参入制度の実施」	・日本郵政公社発足、信書便法施行に伴い評価
・「アプリケーション及びコンテンツの高度化のための研究開発の推進」 ・「ネットワークインフラの高度化のための研究開発の推進」 ・「新技術のシーズを創出する基礎的・先端的研究開発の推進」	・「情報通信分野における重点領域の研究開発の推進」 ・「情報通信分野における研究開発の競争的環境の創出」	・情報通信研究開発・標準化戦略において新たに実施戦略を定めたことに伴い3政策を2政策に再編
・「国勢の基本に関する統計の作成・提供」	・「国勢の基本に関する統計の作成」 ・「統計情報の的確な提供」	・統計情報提供の重要性が増したため政策を分けて評価

(4) 評価の改善状況等

ア 目標設定及び指標等の改善

(ア)本年度の実績評価に向けて目標設定を行うに当たり、アウトカムを重視した目標・指標の設定及びその数値化の一層の推進を図るとともに、業務改善に役立つ「業務目標」を政策の特性・状況等に応じて設定した。これにより数値目標を設定している指標数が倍増している。

また、16年度評価を実施するために設定した目標及び指標等については、より国民にわかりやすい評価となるよう設定時に目標の設定及び指標等の選定についての解説を付したところである。

なお、来年度評価のために新たに設定した指標であっても、本年度の評価を適切に進めていく上で役立つものについて、その旨を明示して本

年度の評価に取り入れ評価の充実に努めているところである。

(イ) 具体的な指標等の改善状況は次のとおりである。

アウトカム指標及び数値目標の設定状況

	16年度	15年度	14年度
政策数	79	79	83
アウトカム指標等のある政策数	53	45	41
アウトカム指標等の数	153	125	93
数値目標を設定している政策数	45	24	7
数値目標を設定している指標数	99	41	10

(注) 「指標等」には、政策に係る現状を表す「参考となる指標」を含む。

目標を数値化した例

政策名	指標及び目標値
政策評価制度の推進	・政策評価に関する統一研修受講者の研修の効果 (参考度 90%、理解度 80%)
過疎地域の自立促進	・補助事業により整備した定住促進団地の整備戸数 (98戸) ・補助事業により整備した交流施設の数 (10施設)
電波利用環境の整備 (移動鉄塔)	・過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能となる数 (10万人以上、17年度末までの可能な限り早い時期)

イ 評価書の様式の改善等

総務省は広範な行政分野をその任務としているところであり、主要な政策を網羅的に評価していることから、実績評価書は全体として大部なものとなっている。このため、国民にとってわかりにくい、取り付きにくいものになっているという指摘が総務省政策評価会でなされているところである。

総務省の主要な政策の状況を網羅的に示しながら、これらの課題をできる限り改善するため、以下の取組を進めた。

(ア) 昨年度に引き続き取り組んだ事項

- a 評価結果については、国民にわかりやすいように、政策の必要性、成果の有無、政策に係る課題の解決に向けた改善等の必要性の視点から「端的な結論」の類型に整理し提示
- b 評価書の項目については、政策評価法により定められた記載事項(法

定記載事項)とほぼ同じ名称とし、法定記載事項についての情報をわかりやすく提示

- c 取組の改善や新たな対策の検討が必要な「今後の課題」を「予算について検討」「制度改正について検討」「その他(事務改善等)について検討」のいずれに該当するか明示
- d 評価書の記載内容がわかりやすいように、図表を積極的に活用
- e 各政策について作成する評価書の要旨は、「政策名」、「達成目標」及び「評価結果」を一覧できるようにA4様式2枚以内に整理

(イ) 本年度の改善事項

- a 2億円以上の新規予算要求事業等についての事前の事業評価(試行)との役割を整理し、実績評価書においては、施策レベルの記載をできるだけ簡素化(昨年度までは実績評価書において個別事業の状況や今後の対応等に言及)
- b 「政策評価の観点」と「政策効果の把握の手法」を合わせて記載することなど重複を省き、わかりやすくなるものについては、項目を統合
- c 事務の実施状況は、予算関係、制度改正関係、その他に分類して主要なものについて図表を活用するなどにより簡潔に記載

ウ 各部署における学識経験者の知見の活用の推進

総務省政策評価会においては、評価の進め方、各評価対象政策の達成目標や目標の達成状況を計る指標等の設定に関してのみならず、評価書案全体を通じてご意見をいただいているところである。

各政策の客観性・厳格性を一層担保するためには、総務省政策評価会においても指摘されているが、総務省政策評価会のほかに各政策分野に関する実務経験者等の意見を聴取することが重要である。

このため、各部署等における評価作業においても積極的に外部の学識経験者の知見を活用することを進めた。

各部署において外部の学識経験者のご意見を伺うにあたっては、政策の背景、必要性、課題等の把握が評価の前提であるとの考えのもとに、評価結果のみならず、これらの点についても積極的に学識経験者のご意見をお聞きすることとしている。

このように評価の様々な段階において学識経験者の知見を活用することとしていることから、どのように意見を聴取し、評価のどの部分に活用されたかわかるように各評価書において明示することとしている。

なお、総務省政策評価会については、個別の政策に対して意見があった場合にのみ各政策の評価書にその旨を記載することとした。

3 政策評価の活用についての基本的な考え方

政策評価は、政策の効果を把握し、これを基礎として自ら評価し政策の企画立案等に重要な情報を提供するものである。

したがって、評価結果は政策の企画立案等に活用されて、その意義を果たすものであり、「企画立案 - 実施 - 評価」(Plan-Do-See)の政策のマネジメント・サイクルに政策評価が組み込まれ、機能することにより政策の質の向上等がもたらされることになる。

総務省においては、このような考えのもと、政策の所管部局等(各部局等)及び官房各課は政策評価の結果を政策の企画立案作業(重点施策、概算要求、機構・定員要求、法令等による制度の新設・改廃等)に活用し、適切に反映することとしているところである。

そのため、評価作業における各種情報を官房各課で共有するとともに、各部局等においても作業を通じて得られた情報を政策の企画立案等に活用することができるよう、意識啓発や部局内での情報の共有化を進めている。

具体的には、まず評価の過程で明らかになった課題等については、既存の予算の執行上の工夫や事務改善等により対応できるものは、直ちに改善に取り組んでいるところである。

また、翌年度の重点施策、概算要求、機構・定員要求を取りまとめる際には、本実績評価を通じて明らかになった課題にどのように対応しようとしているのか検証することとしている。

本年度は、主要な新規事業等(予算額2億円以上の新規事業等)については、事前の事業評価を試行的に実施することとしており、実績評価結果とあわせて概算要求の取りまとめ等に活用していくこととしている。

さらに、評価結果の政策への反映状況については、9月中を目途にとりまとめ、公表し、評価の活用を促進していくこととしている。

4 総務省における政策評価(実績評価)の推進体制

総務省における政策評価(実績評価)は、各部局等が自ら実施することが基本である。

その上で、評価の客観性や国民へのわかりやすさ等の視点から官房政策評価広報課で各部局等の実施した評価をチェックし、評価の客観性等を確保するために、さらに省外の学識経験者(総務省政策評価会)にご意見を伺って、評価対象政策の達成目標や目標の達成状況を計る指標等の設定や評価結果をまとめている。このような過程を通じて得られた情報は、上記3で記載したように部局等のみならず、官房各課においても共有され、今後の政策の企画立案等に活用されることとなる。

評価書原案の作成 : 政策所管部局等
あらかじめ設定した目標・指標等に照らし、自己評価
その際においても当該政策について深い知見を有する学識経験者等第三者の知見を
活用(原則)

評価内容の省内におけるチェック・調整

官房政策評価広報課 : 目標・指標等の設定が適切か、評価の客観性、評価書が
国民にわかりやすいものか といった視点から審査

省内委員会(官房長及び各部局等の主管課長) : 学識経験者等による助言を踏まえ、省内調整・
意見集約を行い、評価案を決定

省外の学識経験者の知見の活用 : 「総務省政策評価会」ほか
実施計画、政策効果に着目した達成すべき目標、政策評価結果、政策評価結果の政策
への反映状況等について、学識経験等を有する第三者(実践的知識を有する者等を含
む)の意見を聴取し、その知見を活用